

【案】

別記様式第2

横浜市空き家対策総合実施計画

1. 計画の実施地区の区域

(1)横浜市全域 面積：437.78 km²

2. 基本の方針

(1)実施地区の概要

平成30年住宅・土地統計調査によると、横浜市の空き家総数は178,300戸と、住宅の9.7%を占めており、平成25年に比べ250戸増加した。なお、一戸建の空き家戸数は27,800戸と、平成25年に比べ940戸減少、うち「その他住宅」戸数も20,200戸と560戸減少、さらに、「腐朽・破損あり」の戸数も6,400戸と930戸減少した。

(2)実施地区の課題

管理水準が低下した空き家は周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすため、こうした空き家が発生する要因に対して、住まいの各段階に応じた対策が必要である。今後も既存の住宅等の老朽化や、少子高齢化の進行等に伴い、空き家の増加が予想されるため、流通・活用の促進や、管理不全な空家の指導等を強化する必要がある。

(3)実施地区の整備の方針

横浜市は、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に基づき、「第2期 横浜市空家等対策計画」（以下、「計画」）を策定し、計画における管理不全な空家の防止・解消の取組として、横浜市で指導対象となっている空家の調査、及び除却を進める。

さらに、計画に即して空家の流通・活用促進を目的とした補助事業をモデル実施する。

(4)空き家対策総合実施計画の目標

令和5～7年	空家の除却数	45(うち、国費想定36)戸
	空家の活用数	23(うち、国費想定12)戸
	空家の所有者調査数	300戸

(5)連携した協議会等の概要

名称：横浜市空家等対策協議会

代表者：横浜市長

主な構成員：横浜市、横浜市立大学、日本大学、神奈川県弁護士会、神奈川県司法書士会、公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部横浜支部、神奈川県土地家屋調査士会、一般社団法人横浜市建築士事務所協会、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会、特定非営利活動法人横浜プランナーズネットワーク、一般社団法人神奈川県不動産鑑定士協会、神奈川県行政書士会、東京地方税理士会

3. 空き家の活用と除却に関する事項
空き家対策基本事業に関する事項

事業手法	施行者	事業対象	活用用途又は跡地の活用	戸数	事業実施予定時期
活用	所有者等	一戸建ての空家	空家の改修等補助	12戸	R5～R7
除却	所有者等	特定空家等	除却補助	36戸	R5～R7
所有者特定	横浜市	不良住宅	空家所有者調査	300戸	R5～R7

4. 他の空き家対策に関する事項

(1)他の空き家対策に関する事項※

- ・空き家対策附帯事業
該当なし
- ・空き家対策関連事業
該当なし
- ・空き家対策促進事業

施行者	事業対象	事業内容	事業実施予定時期
横浜市	空家の所有者等	空家の相談体制強化のための総合案内窓口の設置	R5～R7
横浜市	不良住宅	特定空家等の経過観察調査	R5～R7

(2)空き家対策総合支援事業の補助対象以外の空き家対策に関する取組

事業概要	施行者	事業実施予定時期
空家等対策についての周知・啓発活動	横浜市	R5～R7
空家活用のマッチング制度、空家活用の専門相談員事業	横浜市	R5～R7
管理不全空家のデータベースシステム運用	横浜市	R5～R7
特定空家等の所有者支援の専門相談員派遣事業	横浜市	R5～R7

5. その他必要な事項※

特になし

(注1) 空き家対策基本事業については、原則として活用と除却の両方を記入すること。ただし、活用と除却の実施期間は同一年度でなくてもかまわない。

(注2) 空き家対策附帯事業、空き家対策関連事業、空き家対策促進事業については、4(1)の該当箇所に各事業の必要事項を記入すること。

(注3) 住宅市街地総合整備事業制度要綱第25第3項第一号、第二号に掲げるもののうち、空き家対策総合実施計画に関連する記述について抜粋したものを添付すること。

(注4) ※の事項については該当がない場合はその旨を記入すること。